

経済安全保障推進法における重要経済安保情報等の保護対策の骨子

- ・「特定妨害行為の防止による特定社会基盤業務の安定的な提供の確保」における届出事項について
- ・「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用」における協議会情報管理規程（雛形）について

2025年12月22日

合同会社三笠ポリシードバイザリ 代表社員 三笠 武則
(営業秘密保護推進研究会 事務局長)



この資料では下記の制度を取り上げて、重要技術情報等の流出の観点から解説します。

■ 内閣府：経済安全保障推進法

- 特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保

基本方針：https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/doc/kihonshishin2.pdf

届出事項（各省庁へのリンクあり）：https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/infra/infra.html

- 特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用

基本方針：https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/doc/kihonshishin3.pdf

協議会情報管理規程（雛形）等：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r4_dai4/siryou5.pdf

※（参考）研究インテグリティ、研究セキュリティに関する政策がこれに関連

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/integrity/index.html

1. 概観
2. 特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保
～届出事項等に見る重要秘密保護対策の骨子
3. 特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用
～協議会情報管理規程（雛形）にみる重要秘密保護対策の骨子

1. 概観

(参考) サプライチェーン問題の類型は次の3つに分類すると分かりやすい。

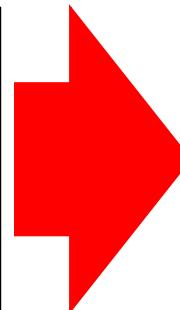
1. ビジネスサプライチェーン問題（維持管理等の委託） 2. ハード／ソフトサプライチェーン問題 3. サービスサプライチェーン問題

重要技術情報等の流出防止の観点からの経済安全保障推進法の着目点

経済安全保障法は5制度で構成されている。

この資料では、重要技術情報等の流出防止に焦点を当てるため、次の2制度に着目する。

- 特定妨害行為の防止による特定社会基盤業務の安定的な提供の確保に関する制度（基幹インフラ業務の安定的な提供の確保）
- 特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する制度（先端的な重要技術の開発支援）



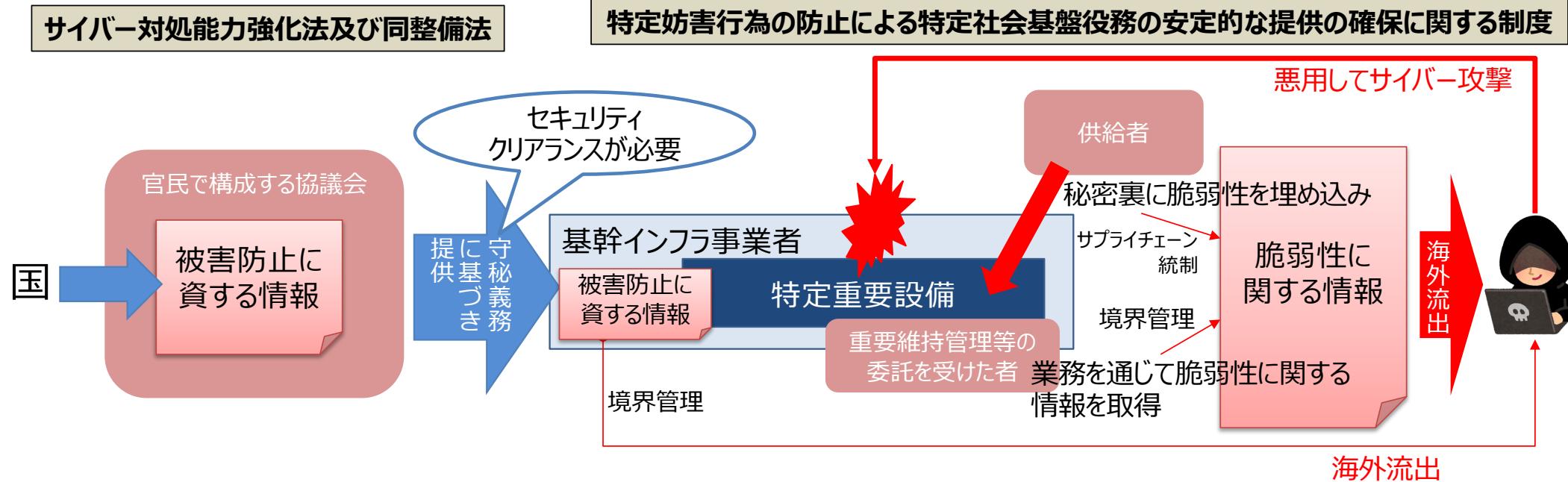
法律の概要			
1. 基本方針の策定等（第1章） ・経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定。 ・規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならない。			
2. 重要物資の安定的な供給の確保に関する制度（第2章） 国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給の確保を図るため、特定重要物資の指定、民間事業者の計画の認定・支援措置、特別の対策としての政府による取組等を措置。			
特定重要物資の指定 ・国民の生存に必要不可欠又は国民生活・経済活動が依拠している物資で、安定供給確保が特に必要な物資を指定	事業者の計画認定・支援措置 ・民間事業者は、特定重要物資等の供給確保計画を作成し、所管大臣が認定 ・認定事業者に対し、安定供給確保支援法人等による助成やツーステップローン等の支援	政府による取組 ・特別の対策を講ずる必要がある場合に、所管大臣による備蓄等の必要な措置	その他 ・所管大臣による事業者への調査
3. 基幹インフラ業務の安定的な提供の確保に関する制度（第3章） 基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令等を措置。			
審査対象 ・対象事業：法律で対象事業の外縁（例：電気を示した上で、政令で統一込み ・対象事業者：対象事業を行う者のうち、主務省令で定める基準に該当する者を指定	事前届出・審査 ・重要設備の導入・維持管理等の委託に関する計画書の事前届出 ・事前審査期間：原則30日（場合により、短縮・延長が可能）	勧告・命令 ・審査の結果に基づき、妨害行為を防止するため必要な措置（重要設備の導入・維持管理等の内容の変更・中止等）を勧告・命令	
4. 先端的な重要技術の開発支援に関する制度（第4章） 先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等を措置。			
国による支援 ・重要技術の研究開発等に対する必要な情報提供・資金支援等	官民パートナーシップ（協議会） ・個別プロジェクトごとに、研究代表者の同意を得て設置 ・構成員：関係行政機関の長、研究代表者/従事者等 ・相互了解の下で共有される機密情報は構成員に守秘義務	調査研究業務の委託（シンクタンク） ・重要技術の調査研究を一定の能力を有する者に委託、守秘義務を求める	
5. 特許出願の非公開に関する制度（第5章） 安全保障上機密な発明の特許出願につき、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようするため、保全指定をして公開を留保する仕組みや、外国出願制限等を措置。			
技術分野等によるスクリーニング（第一次審査） ・特許庁は、特定の技術分野に属する発明の特許出願を内閣府に送付	保全審査（第二次審査） ①国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度 ②発明を非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響等を考慮	保全指定 ・指定の効果：出願の取下げ禁止、実施の許可制、開示の禁止、情報の適正管理等	外国出願制限 ・補償

（出典）https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/doc/gaiyo.pdf

特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度は、設備の導入又は維持管理等の委託に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為を未然に防止することが目的。

海外との境界管理 <> 海外サプライチェーン統制

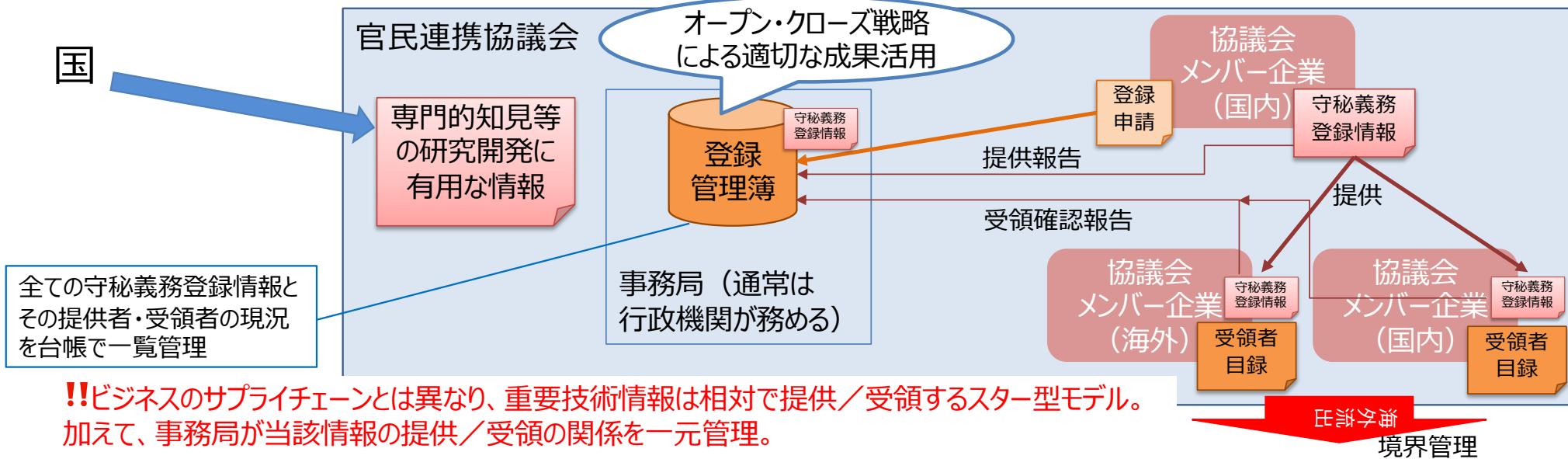
重要技術情報等の流出防止に関して言えば、基幹インフラの「特定重要設備／構成設備の脆弱性に関する情報」が、ハード／ソフトサプライチェーン及び維持管理業務等の委託先から海外流出することを防止することが主眼。



特定重要技術*を定義した上で、当該技術に関し、必要な情報の提供・資金の確保・人材の養成／資質の向上等の措置を講じて研究開発を促進するとともに、官民連携を通じた伴走支援のための協議会を組織して成果の適切な活用を図ることが目的。

*将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的技術のうち、①当該技術を外部に不当に利用された場合（技術の適正な管理が必要）、②当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に利用された場合（情報の適正な管理や守秘義務の求めが必要）、又は③当該技術を用いた物資又は役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用できなくなった場合（我が国が国際社会における自律性、優位性、ひいては不可欠性を確保・維持する必要）に国家及び国民の安全を損なうおそれがあるものを言う。

海外との境界管理 > 海外サプライチェーン統制

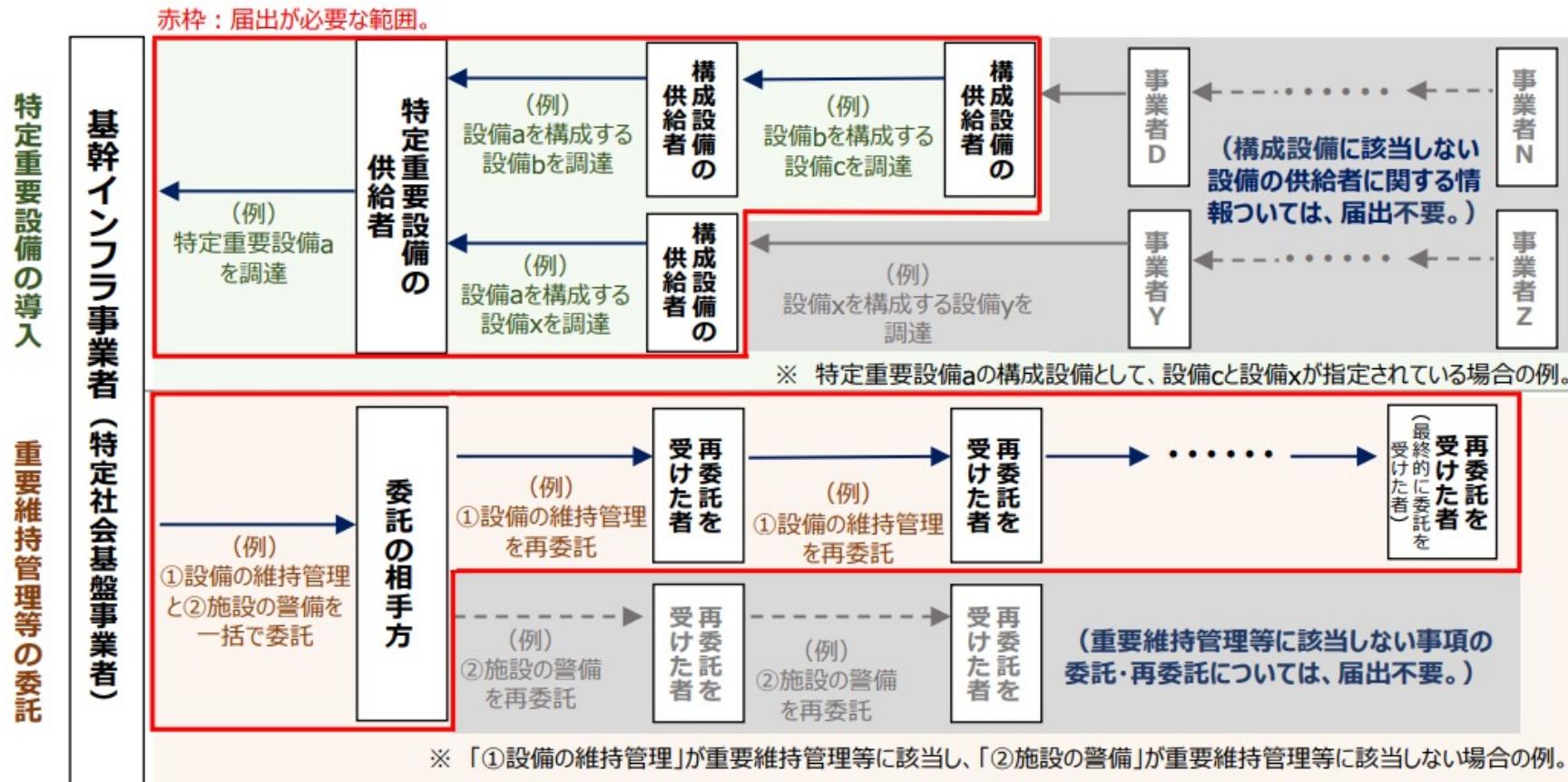


2. 特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の 安定的な提供の確保

～届出事項等に見る重要秘密保護対策の骨子

「特定重要設備の脆弱性に関する情報」の流出に関与しうるステークホルダー

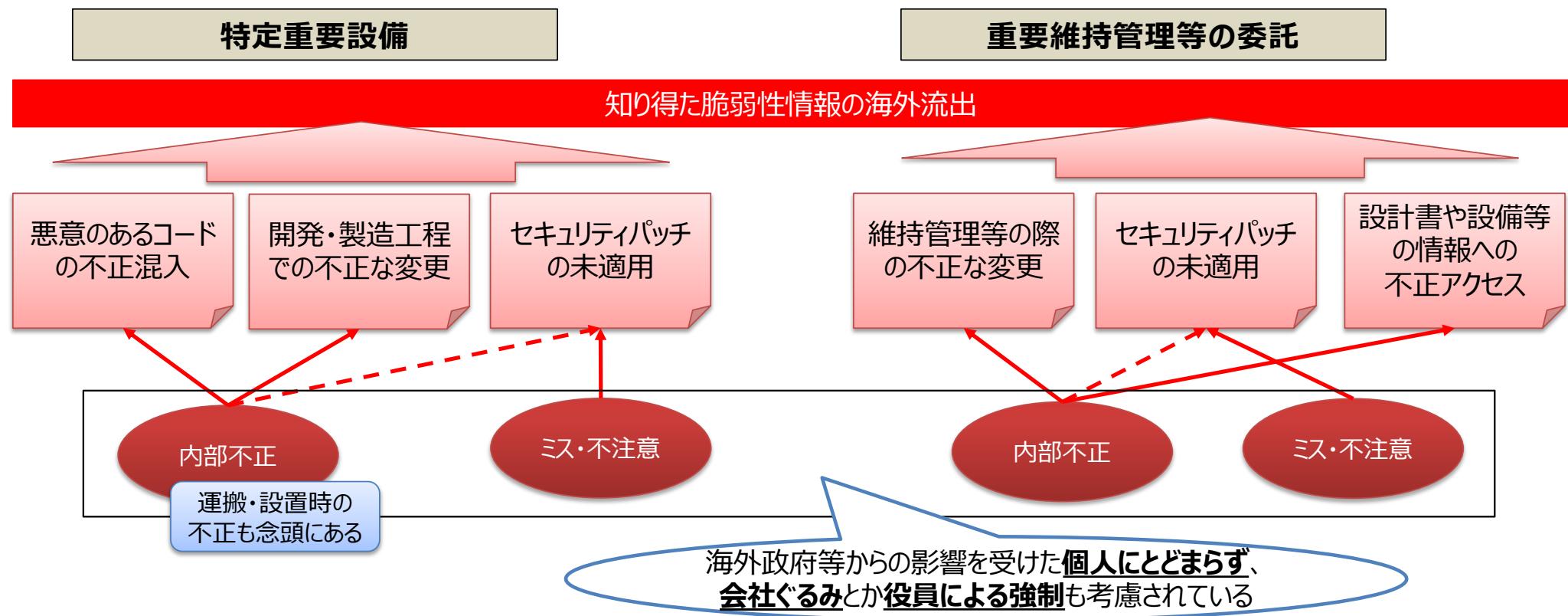
この制度では、基幹インフラの特定重要設備／構成設備の供給者および設備維持管理の委託先／再委託先が脆弱性情報の流出防止対策確保のスコープ。基幹インフラ事業者は、特定重要設備を導入する前に所管官庁に事前の届出を行うことが必要。



(出典) 経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度について

「特定重要設備の脆弱性に関する情報」の流出について想定されているリスク源

「特定重要設備の脆弱性に関する情報」の流出については、特定重要設備／構成設備の供給者における内部不正やミス・不注意によって生み出されるリスク源、および重要維持管理業務等の委託先／再委託先における内部不正やミス・不注意によって生み出されるリスク源が考慮されている。



制度が求める事前届出の項目は統制・検査・管理・サービス保証・事業継続・国内外の法遵守等に関するものであり、具体的な対策の実施を求めるものではない。

特定重要設備の脆弱性に関する情報の流出防止アプローチは、事業者の海外支配の確認とリスク管理措置を組み合わせたものになっている。

特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度における届出事項（導入等計画書の記載事項）			
特定重要設備の導入		重要維持管理等の委託	
届出事項	添付書類	届出事項	添付書類
特定重要設備の概要 (種類、名称、機能、設置場所、使用場所)	—	特定重要設備の概要 (種類、名称、機能、設置場所、使用場所)	—
導入の内容及び時期		委託の内容及び時期又は期間	
導入の目的	—	委託の目的	—
導入に携わる者の名称等※2	—	委託の内容・場所	—
導入の時期	—	委託の時期又は期間	—
特定重要設備の供給者に関する事項		重要維持管理等の委託の相手方に関する事項	
供給者の名称・住所・設立準拠法國	登記事項証明書等※1	相手方の名称・住所・設立準拠法國	登記事項証明書等※1
供給者の議決権の5%以上を直接に保有する者※2	—	相手方の議決権の5%以上を直接に保有する者※2	—
供給者の役員の氏名・生年月日・国籍等	役員の旅券の写し等※3	相手方の役員の氏名・生年月日・国籍等	役員の旅券の写し等※3
供給者が、外国政府等との取引が売上高の25%以上を占める場合、外国政府等の名称等	—	相手方が、外国政府等との取引が売上高の25%以上を占める場合、外国政府等の名称等	—
設備の製造場所の所在地	—		
構成設備に関する事項		重要維持管理等の再委託に関する事項	※4
構成設備の概要（種類・名称・機能）	—	再委託の内容・場所・時期又は期間	—
供給者の名称・住所・設立準拠法國	登記事項証明書等※1	相手方の名称・住所・設立準拠法國	登記事項証明書等※1
供給者の議決権の5%以上を直接に保有する者※2	—	相手方の議決権の5%以上を直接に保有する者※2	—
供給者の役員の氏名・生年月日・国籍等	役員の旅券の写し等※3	相手方の役員の氏名・生年月日・国籍等	役員の旅券の写し等※3
供給者が、外国政府等との取引が売上高の25%以上を占める場合、外国政府等の名称等	—	相手方が、外国政府等との取引が売上高の25%以上を占める場合、外国政府等の名称等	—
構成設備の製造場所の所在地	—		
導入に関するリスク管理措置※2	項目ごとに証する書類	重要維持管理等の委託に関するリスク管理措置※2	項目ごとに証する書類

※ 緑文字下線のものは、供給者等が直轄国に提出することができる情報の項目。
 ※ 1 供給者等が日本で登記している場合、登記事項証明書の添付を省略ができる。
 ※ 2 直轄国に提出できる項目は、「導入等に携わる者」は、個人である場合の国籍等。「議決権保有者」は、設立準拠法國又は国籍等に関する部分。「リスク管理措置」は、一部の項目。
 ※ 3 旅券の写し、戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写しのいずれか。外国人である場合は、氏名・生年月日及び国籍等を証する書類のいずれか。
 ※ 4 再委託先の記載事項の省略を行う場合には、省令で定める措置を講じてこれを証する書類を添付する必要がある。

〈特定妨害行為を防止するためのリスク管理措置の概要〉

特定重要設備の導入に関するリスク管理措置	重要維持管理等の委託に関するリスク管理措置
<ol style="list-style-type: none">(不正変更の防止) 特定重要設備及び構成設備の供給者における<u>製造等の過程</u>で、特定重要設備及び構成設備に<u>不正な変更が加えられることを防止するために必要な管理がなされ</u>、当該管理がなされていることを特定社会基盤事業者が<u>確認できることを契約等により担保</u>している。(保守・点検のサービス保証) 特定重要設備又は構成設備について、将来的に保守・点検等が必要となることが見込まれる場合に、<u>当該保守・点検等を行うことができる者が特定重要設備又は構成設備の供給者に限られるかどうか等の実態も踏まえ、供給者を選定</u>している。(兆候監視と事業継続) 特定重要設備及び構成設備について、<u>不正な妨害が行われる兆候を把握可能な体制</u>がとられており、<u>不正な妨害が加えられた場合であっても、冗長性が確保されているなど、役務の提供に支障を及ぼさない</u>構成となっている。(法遵守) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の<u>相手方について</u>、過去の実績を含め、<u>我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を確認</u>している。(外国法の影響による事業停止排除) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給や委託（再委託を含む。）した<u>重要維持管理等の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを確認</u>している。(外国の支配に関する情報提供の保証) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の<u>相手方に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保</u>している。また、契約締結後も当該情報について<u>変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保</u>している。	<ol style="list-style-type: none">(意図しない変更の防止) 委託された重要維持管理等の実施に当たり、委託（再委託を含む。）を受けた者（その従業員等を含む。）によって、特定重要設備について特定社会基盤事業者が<u>意図しない変更が加えられることを防止するために必要な管理等がなされ</u>、その管理等に関する事項を特定社会基盤事業者が<u>確認できることを契約等により担保</u>している。(再委託の事前承認と再委託先の確認に必要な情報確保) 重要維持管理等の再委託が行われる場合においては、<u>再委託を受けた者のサイバーセキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報が、再委託を行った者を通じて特定社会基盤事業者に提供され</u>、また、再委託を行うことについてあらかじめ<u>特定社会基盤事業者の承認を受けることが契約等により担保</u>されている。(サービス保証) 特定社会基盤事業者が、委託の相手方が<u>契約に反して重要維持管理等の役務の提供を中断又は停止するおそれがないかを確認</u>している。(法遵守) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の<u>相手方について</u>、過去の実績を含め、<u>我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を確認</u>している。(外国法の影響による事業停止排除) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給や委託（再委託を含む。）した<u>重要維持管理等の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを確認</u>している。(外国の支配に関する情報提供の保証) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の<u>相手方に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられるることを契約等により担保</u>している。また、契約締結後も当該情報について<u>変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保</u>している。

(出典) 経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度について

基本的には特定重要設備／構成設備の供給者又は重要維持管理等の委託先において内部不正等で脆弱性情報を不正に扱うことを防止するまではサプライチェーン統制、不正に扱われた脆弱性情報の海外流出防止は海外支配対策で措置するという建て付けである。民間企業にとって、サプライチェーン統制は特に目新しいものではないが、海外支配対策については新しい着眼点として参考にできる可能性がある。

特定重要設備

- 主たるリスク源は、ハード／ソフトサプライチェーンの統制にあると考えられる。特に特定重要設備や構成設備の供給者が海外企業である場合にリスクが高い。このため、海外サプライチェーン統制が重要。
- 実際の対策は一般的なサプライチェーンセキュリティ対策と供給者の海外支配対策の合わせ技となるが、サプライチェーンの末端まで手繰ることが求められるため、対応は重い。

重要維持管理等の委託

- 主たるリスク源は、ビジネスサプライチェーンの統制にあると考えられる。再委託先も含めて国内で維持管理等を行うとすると、サプライチェーン統制は主として国内に止まり、海外支配対策が重要。
- 実際の対策は一般的なサプライチェーンセキュリティ対策と委託先／再委託先の海外支配対策の合わせ技と言えるが、再委託の末端までの統制は重い。

民間企業としては、①海外グループ企業の海外支配対策に留意すること、②事業継続が必須のシステム／サービスに関する基幹ハード／ソフト供給先や維持管理等委託先の選定・格付けにあたり海外支配リスクに注意すること等が考えられる。

3. 特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用

～協議会情報管理規程（雛形）にみる重要秘密保護対策の骨子

特定重要技術研究開発協議会においては、協議会規約と協議会情報管理規程を定めて適用することとしている。守秘義務登録情報の流出防止については、情報管理規程で詳しく定めている。

特定重要技術研究開発協議会規約（モデル）（案）

第1章 総則

- ・規約の意義、定義
- ・協議会の目的、活動、解散

第2章 構成員の加入・脱退等

- ・構成員の加入等
- ・構成員の脱退等
- ・構成員の除名
- ・登録事務補助者

第3章 会議の運営等

- ・会議、事務局、分科会

第4章 情報共有活動等

- ・守秘義務登録情報の登録、取扱い、提供等
- ・安全管理措置
- ・研究成果の取扱い
- ・構成員等の名簿の取扱い
- ・協議会からの協力の求め

第5章 雜則

特定重要技術研究開発協議会情報管理規程（モデル）（案）

- ・守秘義務登録情報等の取扱い
- ・守秘義務登録を取り扱う環境の整備
(人的側面、物理的側面、技術的側面)
- ・人的側面からの具体的措置
- ・物理的側面からの具体的措置
- ・技術的側面からの具体的措置
- ・保全事故等の報告
- ・守秘義務登録情報以外で管理すべき情報とされた情報の取扱い
- ・その他

（出典）内閣府「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第62条第1項に規定する協議会に関する協議会モデル規約（案）等」

守秘義務を課す重要な秘密情報の登録、提供、受領、取扱い、変更、廃棄・引渡し等に関する手続きは詳細に定められている。



(出典) 内閣府「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第62条第1項に規定する協議会に関する協議会モデル規約 (案) 等」

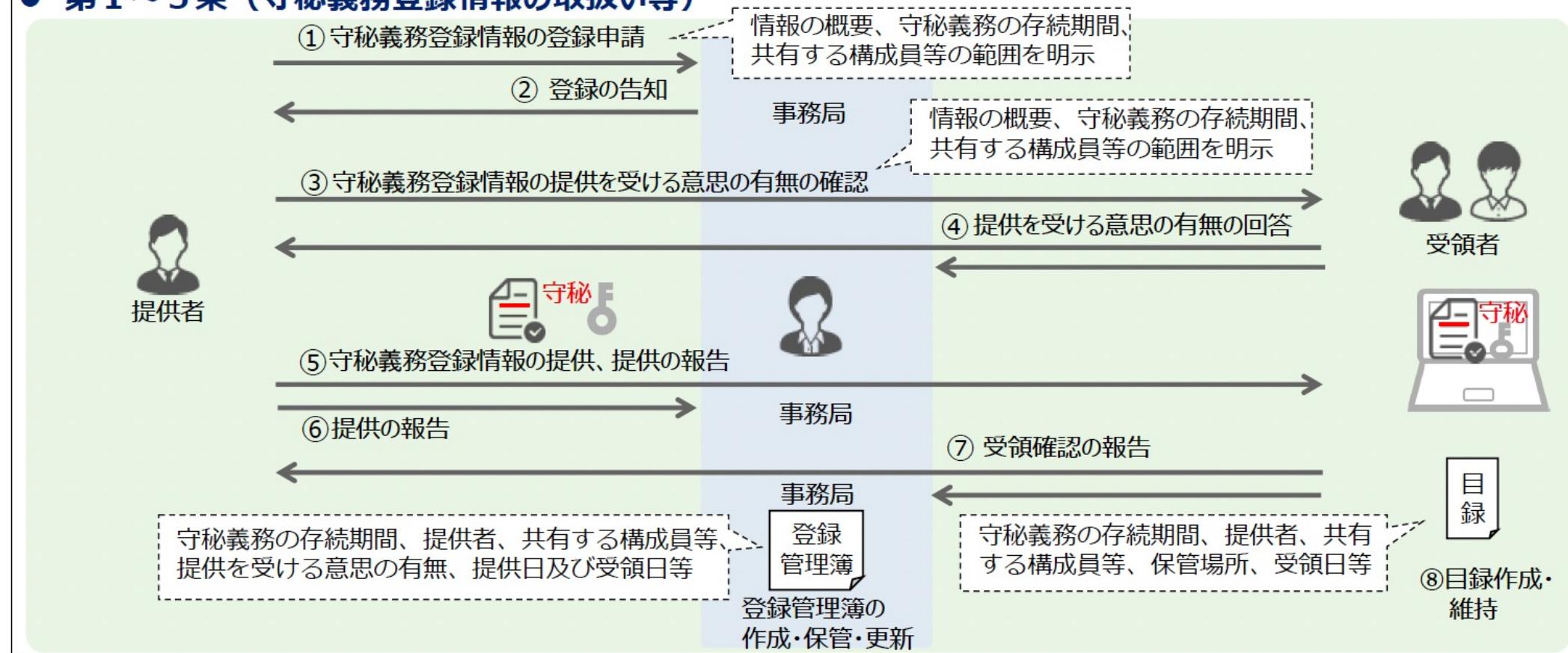
守秘義務登録情報の流出防止は、「当該情報を取扱う環境の整備」と「当該情報の取扱い等の詳細・厳格な手続き」の組み合わせで確保。また、一元的な台帳管理／受領者による目録管理により、流出リスクを見える化して監視。

守秘義務登録情報を取扱う環境の整備	守秘義務登録情報の詳細・厳格な取扱い等の手続き
<p>【人的措置】</p> <ul style="list-style-type: none">守秘義務登録情報の範囲、守秘義務の存続期間、共有する範囲等の明示目録の作成・維持 <p>【物理的措置】</p> <ul style="list-style-type: none">ICカード等により制御された入口、受付又は施錠等による取扱区域の管理施錠した引き出し又はロッカー等で保管持出しに伴うリスクを回避できる場合を除き、持出しを制限構成員等による四半期毎目途の保管状況の点検破棄時、復元できないよう裁断書留など許可されていないアクセス及び不正使用等から保護する手段で送付 <p>【技術的措置】</p> <ul style="list-style-type: none">電子情報の暗号化措置（外部電磁記録媒体又はファイルの暗号化等）情報端末使用時のアクセス制限及びログの記録外部ネットワーク接続端末使用時のフルスキャン技術的脆弱性に関する情報の取得と適切な対処電子的な伝達時の暗号化措置破棄時、復元できないように削除	<p>→</p> <ul style="list-style-type: none">不必要的管理負担・コストを掛けない：<ul style="list-style-type: none">秘密として取扱う必要がなくなった守秘義務登録情報を抹消提供者が構成員ではなくなった場合、受領者が接する必要がなくなった場合又は構成員ではなくなった場合の<u>守秘義務登録情報の破棄又は提供者への引渡し</u> 等協議会の構成員間に限定した、<u>相対による守秘義務登録情報の提供・受領（スター型モデルの手続き）</u>と、<u>事務局での一元台帳登録管理／受領者による目録管理（全インベントリの監視強化）</u>

（出典）内閣府「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第62条第1項に規定する協議会に関する協議会モデル規約（案）等」

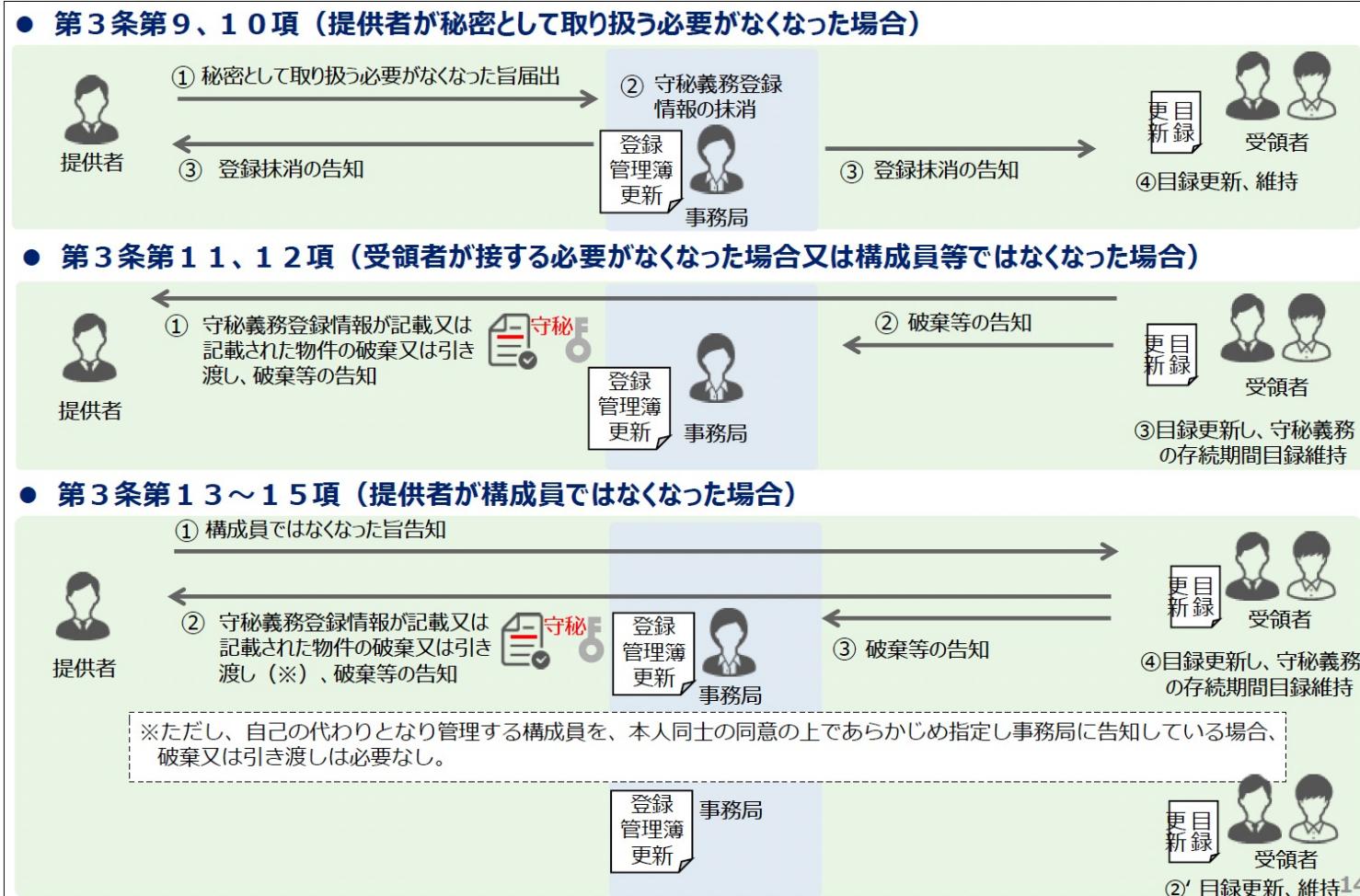
(参考) 守秘義務登録情報の取扱い等における相対による厳格な手続き

● 第1～5条 (守秘義務登録情報の取扱い等)



(出典) 内閣府「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第62条第1項に規定する協議会に関する協議会モデル規約（案）等」

(参考) 守秘義務登録情報の抹消、破棄又は引渡し等の厳格な手続き



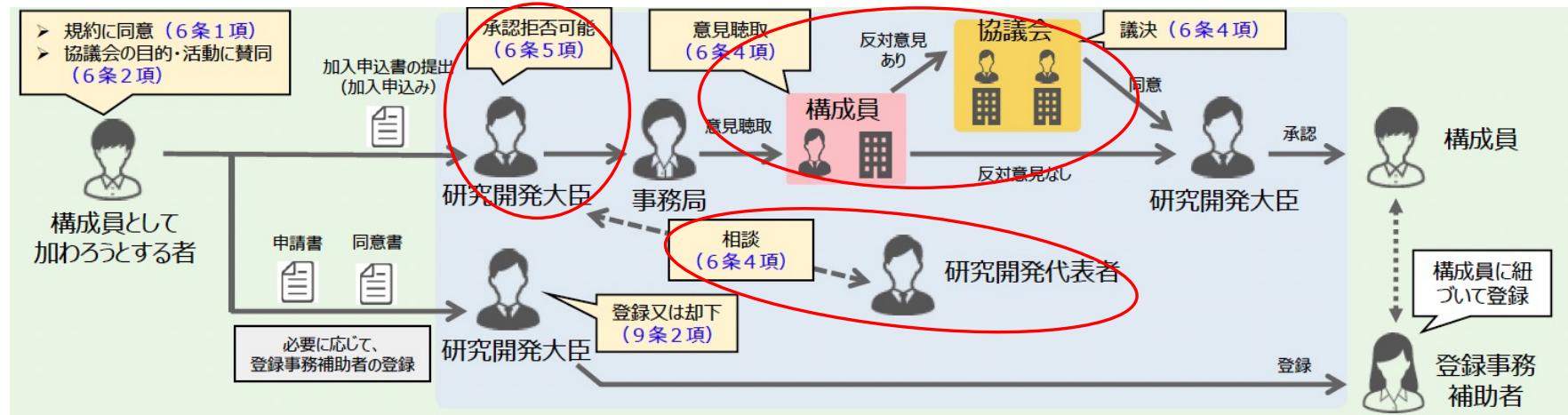
(出典) 内閣府「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第62条第1項に規定する協議会に関する協議会モデル規約（案）等」

協議会の構成員への加入承認

協議会構成員への加入承認にあたり、海外支配の考慮は明示されていない。但し、手続きプロセスとして研究開発大臣の承認、研究開発代表者の意向、その時点の構成員による議決などが組み込まれており、この各段階で運用によって海外支配の影響を考慮することはできそう。

構成員の申込みが可能な要件
<ul style="list-style-type: none">研究開発大臣が長である行政機関の職員潜在的な社会実装の担い手として想定される関係行政機関の長又はその職員本事業における研究開発に従事する者本事業に関して連携相手となる研究機関の役職員特定重要技術調査研究機関の役職員資金配分機関の役職員対象重要技術の社会実装に関係する者上記に定めるものに準ずる者その他研究開発大臣が必要と認める者 <p>※なお、役職員が構成員である法人に限り、構成員の申込みが可能</p>

構成員の申込みが承認されない場合
<ul style="list-style-type: none">申込みの要件に該当するとは認められない協議会の目的・活動に支障を生じさせるおそれがあると認める反社会的勢力関係者と認められる申込書類に虚偽申告があると認める守秘義務登録情報の取扱いや安全管理措置が実施ができないと認めるほか承認すべきでない特別の理由がある

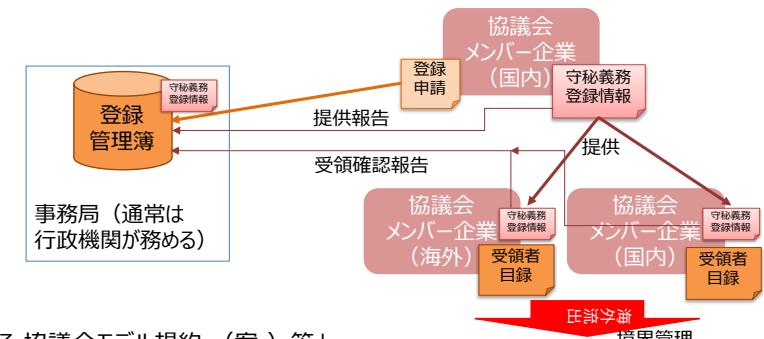


(出典) 内閣府「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第62条第1項に規定する協議会に関する協議会モデル規約（案）等」

特定重要技術開発の重要技術情報等は、協議会事務局が一元台帳管理するとともに、協議会構成員である当事者間で直接受け渡しを行い、記録することで、外部への流出を防ぐ仕組みである。また、研究開発大臣・研究開発代表者・その時点での構成員の支持がないと構成員に加入できない仕組みになっており、重要技術情報等を取扱う資格を持つ者は厳選されている。

民間企業の共同研究開発やグローバルサプライチェーンにおいても、重要技術情報の流出防止にあたり、次のような運用を参考にできるものと考える。

1. 民間企業間の共同研究開発等においても、海外支配に影響されない国内外のステークホルダーを一致団結して囲い込み、その中に限定した重要技術情報の受け渡し手続きを厳格化し、インベントリを確実に記録・管理することで、海外等への情報流出の監視・防止を強化できそう。
2. ビジネス上はグローバルサプライチェーンであっても、格別な重要技術情報（従来の営業秘密管理の域を超えるものに限る。厳選しないと運用が重くなりすぎることに注意。）の受け渡しは中央集権的なスター型モデルで実施し、一元的な台帳管理を行うことで、海外サプライチェーン統制を強化できそう。



(出典) 内閣府「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第62条第1項に規定する協議会に関する協議会モデル規約（案）等」

本資料の内容についてのお問い合わせは下記までお願いします。

合同会社三笠ポリシードバイザリ 代表社員
営業秘密保護推進研究会 事務局長 三笠 武則

(e-mail) takenori.mikasa@mikasa-pa.jp